

平成18事務年度中小・地域金融機関向け監督方針

I. 基本的考え方

金融庁は、「金融改革プログラム」の下、利用者満足度の高い金融システムの実現を目指しており、地域金融については、地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、地域密着型金融の一層の推進を図ることとした。この実現のため、平成17年3月、それまでの「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月公表。以下「旧AP」という。）を基本的に承継した「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」（以下「新AP」という。）を策定・公表し、中小・地域金融機関の取組みを促している。新旧APに基づき、中小・地域金融機関による地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは総じて着実に進捗しているが、「地域の利用者の利便性向上」に係る取組みについては、なお不十分であるとの利用者からの評価が見られ、「事業再生・中小企業金融の円滑化」に係る取組みについても、事業再生や担保・保証に過度に依存しない融資などで一層の改善が求められている。平成18事務年度においては、これらの取組みに特に留意して、引き続き地域密着型金融の推進を図っていくことが必要である。

また、本年の通常国会で金融商品取引法が成立し、本年2月には、いわゆる偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法が施行されるなど、金融取引における利用者保護の徹底や金融犯罪防止に向けた対策の強化等の要請が高まっているほか、今般の日本銀行におけるゼロ金利政策の解除や平成19年3月期からのバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の実施など、金融機関を取り巻く状況は様々に変化している。

このような状況下、平成18事務年度においても、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「中小監督指針」という。）に則し、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的・効果的に遂行する。監督に当たっては、中小・地域金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮し、十分な意思疎通の確保に努める。また、引き続き検査部局との連携の強化に努めるほか、中小・地域金融機関の監督を直接担当する各財務局等と金融庁の連携を一層強化する。

Ⅱ. 重点事項

中小・地域金融機関（以下「金融機関」という。）を取り巻く現下の状況に的確に対応するため、以下の事項に重点を置いて監督を行う。特に、利用者保護の徹底やリスク管理の高度化など、取り組むべき課題が多岐に渡っている状況下においては、自己責任の下、経営陣がリーダーシップを発揮し、内部監査をはじめとする適切な体制整備を進めるなど内部管理態勢の強化が求められるところであり、適切な経営管理がなされているかという点に特に留意して監督を行う。

1. 地域の利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

最近の金融商品の多様化に、日本銀行のゼロ金利政策の解除による金利上昇等の金融情勢の変化が加わって、利用者・借手が不測の損害を被るおそれが増している一方、金融機関においては、不祥事件が多発していることや、優越的地位の濫用に関する認識の甘さが認められることにかんがみ、金融サービスの利用者保護の観点から、検査部局とも連携しつつ、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。

また、地域密着型金融の取組みにおいて、「地域の利用者の利便性向上」に係る取組みは不十分であるとの評価が総じて見られるところ、利便性向上に向けた各種取組みの進捗状況について、フォローアップを行う。

なお、監督に当たっては、金融機関からの報告内容や検査結果に加え、金融サービス利用者相談室に寄せられた情報等も積極的に活用する。

(1) 説明態勢及び相談苦情処理機能の充実

金融商品取引法等において顧客保護規定の充実・強化が図られる中、顧客（預金者・借手等）に対して適切かつ十分な説明が行われているか検証を行う。特に、① 金利環境の変化等に伴い、貸出金利の引上げを行う際に、十分な説明がなされているか、② 投資信託・保険窓口販売の増加傾向や金融商品の多様化を踏まえ、預金者等の顧客が、各種金融商品の様々なリスクを理解した上で取引できるよう、十分な説明がなされているか、③ 融資に伴う個人保証の取得の際に、保証の法的効果やリスクが適切に説明されているか、特に、経営に実質的に関与していない第三者との間で保証契約を締結する場合には、当該第三者と保証契約をする客観的合

理的理由を説明するための態勢を整備しているか、等に留意し、顧客への説明態勢の整備状況について、ヒアリング等を通じて検証を行う。

また、利用者の利便性向上のためには、利用者からの意見等が的確に把握されることが重要であること、さらに、利用者からの相談・苦情等は、不祥事件の原因となる内部管理上の問題発見の端緒となることから、ヒアリング等を通じて態勢の検証を行い、相談苦情処理機能の充実を促す。

(2) 法令等遵守（コンプライアンス）

不祥事件の多発を受け、金融機関の健全かつ適切な業務運営を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）の状況等について、ヒアリング等を通じて検証を行う。また、昨事務年度の法令違反事例等を踏まえ、優越的地位の濫用防止又は利益相反防止等の取引等の適切性確保のための態勢について、必要に応じ、ヒアリング等を通じて検証を行う。

(3) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底

いわゆる偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法の趣旨を踏まえ、キャッシュカードの不正使用の未然防止や被害補償への取組みについて検証するほか、ATMシステムの安全性やインターネットによる不正行為の防止等の情報セキュリティ対策について、各金融機関の業務特性に応じたものとなっているか、ヒアリング等を通じて検証を行う。

(4) 顧客情報の管理態勢の確立

依然として金融機関の顧客情報の取扱いに問題がある事例が見られることから、顧客情報の管理態勢についてヒアリング等を通じて検証を行うとともに、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

(5) システム管理態勢の適切性の確保

システム障害の発生が顧客等に与える影響が大きくなっていることにかんがみ、システム管理態勢についてヒアリング等を通じて検証を行い、システム管理態勢について問題が認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。また、金融機関のシステム統合や新商品・サービスの提供等によりシステム障害の発生が懸念される場合には、システム統合に向けたスケジュール及びその進捗状況について、報告徴求等によりの確な把握を行う。

2. 事業再生・中小企業金融の円滑化

各金融機関が、新APに基づき、間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図り、地域の金融ニーズに適切に対応するとともに、自らの経営の健全性を確保し、地域の利用者から十分な信認を得ることを、当局としては期待している。

これまでの進捗状況を見ると、各金融機関は自ら策定した「地域密着型金融推進計画」に沿って、各種施策に取り組んでおり、それらの取組みは総じて着実に進捗しているが、「事業再生への取組み」や「担保・保証に過度に依存しない融資等」などにおいては、なお不十分との評価も見られる。このような状況を踏まえ、新APの最終年度に当たる平成18事務年度においては、各金融機関が事業再生・中小企業金融の円滑化等に係る更なる取組みを進めることが期待される。当局としては、引き続きこれらの取組みの進捗状況についてフォローアップを行うとともに、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行う。

(1) 事業再生への取組み

DESやDDS等の活用や、私的整理ガイドラインの活用、DIPファイナンスやエグジット・ファイナンス等の事業再生に係る取組みについて、金融機関の取組態勢を引き続き的確にフォローアップする。

(2) 担保・保証に過度に依存しない融資等

金融機関が融資を行う際に不動産担保や個人保証に過度に依存しないように促すとともに、財務制限条項等を活用した融資やスコアリングモデルを活用した融資、動産・債権譲渡担保融資等の個人保証に過度に依存しない融資手法の多様化について、金融機関の取組態勢を引き続き的確にフォローアップする。

3. リスク管理の高度化等

金融機関が中小企業や地域経済から期待されている役割を果たし、地域密着型金融を推進するためには、リスク管理態勢の充実・強化等に取り組む、預金者・利用者の信頼を得ることが不可欠である。

とりわけ、証券化・流動化等の取組み、各種ファンド商品等の複雑なリスク特性を有する資産運用の拡大傾向や、日本銀行のゼロ金利政策解除後の新たな金利・市場動向にかんがみ、適切なリスク管理がなされているか、特に以下の点に重点を置いて適

切な監督を行う。

(1) 資産査定、信用リスク管理の信頼性の確保

大口先に対する与信管理は信用リスク管理上極めて重要であり、バーゼルⅡでも対応が求められていることから、中小監督指針にも詳細に明記したところであり、大口先に係る与信管理態勢について改善が必要と認められる金融機関については、引き続き、早期警戒制度（信用リスク改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。また、ノンリコースローンを通じた不動産関連融資や仕組ローン等が拡大傾向にある中、適切なリスク管理が図られているか検証する。厳格な資産査定及び適切な償却・引当の重要性の観点からは、正当な理由がないにもかかわらず金融機関の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、引き続き、業務改善命令の発出等を通じ、その是正を促す。

(2) 市場リスク管理態勢の整備

日本銀行のゼロ金利政策解除後の金利、株価等市場の動向や、仕組債やヘッジファンド・不動産ファンド等各種ファンド商品等の複雑なリスク特性を有する金融商品への運用状況等を踏まえ、金融機関によるリスク量の定量的な分析結果や経営陣の認識等に係る実態把握等を行い、金融機関の健全性の確保に努める。市場リスク管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に対しては、早期警戒制度（安定性改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。

(3) バーゼルⅡへの対応

平成19年3月期より実施されるバーゼルⅡへの対応について、各金融機関がバーゼルⅡの手法・内容に従い自己資本比率を適切に算出・管理しているか、自己資本の水準を適切に評価・管理する態勢を整備しているか、その他適切なシステムの導入及び管理態勢の確保ができているか等、ヒアリング等を通じて検証を行う。また、第三の柱では、金融機関の情報開示の充実が求められていることも踏まえ、情報開示の適切性について、ヒアリング等を通じて検証を行う。なお、第三の柱では、自己資本の基本的項目（Tier 1）についての開示を求められていることも踏まえ、Tier 1 が中心の自己資本の構成となっているか等、資本政策についてヒアリング等を通じて確認し、的確な対応を求める。

(以上)